

令和4年度第3回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和4年6月7日（火）
午後3時35分～午後4時23分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 22人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 24番 宮田 好一 20番 島田 一郎
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 大場 忠勝
9番 大橋 芳信 10番 大浦 清貴
11番 山崎 巖 12番 福山 英則
13番 仲田 茂男 14番 下村 帝
15番 北森 正誠 17番 金田 修一
18番 長谷 幹夫 19番 金木 洋子
22番 中井 義則
4. 欠席委員 16番 渡辺 正志
5. 議 題 議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第10号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第11号 事業計画の変更について
議案第12号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告事項第9号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第10号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
報告事項第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第12号 農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、16番渡辺委員から欠席届があり、出席委員数は22名でございます。「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数23名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和4年度第3回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案4件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。13番仲田委員、14番下村委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第9号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから3ページまでです。

今回の申請件数は11件で、申請面積は23,657.91㎡です。

許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、下限面積要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番、2番、3番は、労働力不足により、所有権を移転するものです。

4番は、労働力不足により、祖母から孫へ所有権を移転するものです。

5番、6番は、土地の形状が細長く、面積も過小で耕作不便のため、隣接者に所有権を移転するものです。

7番は、経営の縮小により、所有権を移転するものです。

8番、9番、10番、11番は、労働力不足のため、新規の農家

(農地所有適格法人)に所有権を移転するものです。合計面積は、14,818㎡です。

ソバといちごを生産する予定です。以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

(8～11番の新規就農者について、経営計画等に懸念があるため、今後地元農業者でサポートしていくこととする旨の意見あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第9号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり「許可」することといたします。

会 長 続きまして、議案第10号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案書5ページをご覧ください。

議案第10号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。

今回4条申請が2件、面積は1,113㎡、5条申請が6件、面積は2,489.59㎡です。

それでは、議案書6ページをご覧ください。まず、最初に4条申請の内容についてご説明いたします。

「位置図及び許可基準」を併せてご覧ください。

4条申請1番は、呉羽地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は梨栽培を家業としており、申請地を農作業場として長年使用しておりましたが、地目を調査したところ農地であることが発覚し、今回是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書が添付されております。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特

に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地で、許可の基準は集落接続を適用しております。

4条申請2番は、大山地域大庄地区において、資材置場及び駐車場を整備する計画であります。申請者は、個人事業者であり、地元の業者や個人からの依頼を受け、土木建設工事現場において重機の操縦、また、冬季には除雪作業を行っております。転用の概要といたしまして、申請者は建設用の大型重機を◎◎台所有しており、また冬季にはリースする重機を含め、大型重機が◎◎台程度となり、既存の敷地では手狭であるため資材置場及び駐車場の整備を申請されたものであります。申請地は、既に雑種地化しており、申請書には始末書の添付がございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地で、許可の基準は集落接続を適用しております。

続きまして7ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、新保地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の○○○○は、●●●●や介護老人保健施設等を運営しております。転用の概要といたしましては、現在、申請者は、外来患者用の駐車場を職員駐車場の一部を使用し確保しておりましたが、手狭なため安全な運営、業務に支障がでていることから、新たな駐車場の確保が急務となっており、隣接地において計画されたものです。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模ではありますが、過去に土地改良事業が実施されており、農地区分は第1種農地、許可の基準は「既存地拡張」を適用しております。

5条申請2番は、神明地区において、駐車場を整備する計画であります。申請者の△△△△は自動車修理業を営んでおります。転用の概要といたしましては、既存地が現在、修理待ちの車やタイヤ等の物で飽和状態であり、従業員や来客用の駐車スペースの確保ができないことから隣接地において駐車場の整備を計画されたものでございます。申請地より半径500mの範囲の中に医療施設が2施設あり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請3番は、呉羽地区において、農家分家住宅を建築する計画であります。申請者は梨栽培を家業としておられます。転用の概要といたしましては、申請者は現在、実家で暮らしておりますが、子供の成長に伴い、手狭になっており、相互扶助に適した実家に限りなく近い申請地を選定されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地で、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書 8 ページをご覧ください。

5 条申請 4 番は池多地区において、住宅敷地を拡張する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者の住宅敷地の境界確定測量により、敷地の一部が隣接土地に越境していることが判明したため、今回、是正のため申請されたものでございます。申請地より半径 500 m の範囲の中に地区センター、教育施設があり、接道する道路には上下水道管が埋設されていることから、農地区分は第 3 種農地、原則許可案件となります。

5 条申請 5 番は、八尾地域保内東地区において、貸駐車場を整備する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者の娘が現在、申請者の実家の一部を借り、デザイナーなどの仕事場としているほか、今後自宅を利用し、絵画教室を行う予定にしており、打合せ業者や、絵画教室の生徒用の駐車場の整備を隣接地において計画されたものでございます、申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第 3 種農地、原則許可案件となります。

5 条申請 6 番は、八尾地域保内東地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請者は現在、八尾町深谷の借家で生活しておりますが、貸主から返還要求があったため、相互扶助に適した実家近郊の生活基盤が整っている申請地を選定されたものでございます、申請地は、都市計画区域の用途区域内農地で農地区分は第 3 種農地、原則許可案件となります。

以上です。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、これらの案件について、「許可相当」とすることにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第 10 号農地法第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第 11 号事業計画の変更申請について事務局か

ら説明をお願いします。

事務局 議案第11号事業計画の変更申請についてご説明いたします。
議案書9ページをご覧ください。

1番、2番については、議案書8ページ5条申請5番、6番でご説明した案件でございます。この農地につきましては、当初計画者が昭和61年12月に一般住宅敷地で農地法5条の許可を受けましたが、転勤等の事情により目的未達成となっていた土地でございます。

今回、その土地を分筆し、1番については、承継者が貸駐車場として、2番は、承継者が一般住宅敷地として使用するため、それぞれ事業計画の変更を申請されたものでございます。

以上でございます。

会長 それでは、ただ今、説明がありました事業計画の変更申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この事業計画変更申請について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会長 議案第11号事業計画変更の申請については、承認相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会長 続きまして、議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、10ページから18ページです。

利用権設定は、今回は61件の貸し手から申し出があり、契約期間は、3～5年が7件、10年が54件です。設定面積は、397,051.00㎡です。

12ページ1番から17ページ47番までは、農地中間管理機構を通すものであります。16ページ48番から59番が相対であります。

新規農家が1件あります。18ページの58番と59番は、農地を借りトウモロコシの栽培を行うものであります。農業の指導につ

いては、農業法人を営んでいる親族に指導をしてもらう予定となっております。

農機具については、トラクターを自己所有しております。農作業従事者は本人及び配偶者です。販売先は▲▲▲▲に出荷する予定としております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第12号農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。
第9号 農地法第3条の3の規定による受理について
第10号 農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について
第11号 農地法第18条第6項の規定による通知について
第12号 農地法第5条第1項の規定による許可の一部取消しについて
事務局から一括して説明をお願いいたします。

事 務 局 報告事項第9号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、19ページから21ページです。

今回の受理件数は10件で、すべて相続により所有権を取得したものであります。農業委員会へのあっせんの希望はありませんでした。

報告事項第10号農地法第4条第1項第8号及び第5条第1項第7号の規定による受理について、ご報告いたします。

議案書のページは22ページから28ページまでです。

今回の受理件数は、4条が3件、5条が20件、合わせて23件、

面積は合わせて16,430.05㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。一部内容についてご説明いたします。

事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは、28ページ5条の18番、19番です。

報告事項第11号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。

議案書は、29ページから35ページです。

解約件数は20件で、解約面積は81,253.08㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおりです。

(解約理由は、1番、2番、4番から15番は利用権設定のため、3番、20番は自作、16番、17番は耕作者変更予定、18番は再設定予定、19番は5条申請のためとなっております。)

以上でございます。

農地法第5条第1項の規定による許可を一部取消ししましたので報告いたします。議案書のページは36ページです。

この案件については、婦中町田屋地区において令和3年3月に農地法5条、一般住宅敷地で許可されましたが、申請者が許可後に住宅敷地面積を縮小し、分筆をかけたことで一部農地が残ったものでございます。その残った部分の許可を令和4年5月11日に取り消しましたのでご報告いたします。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もないようですので、これをもちまして、2. 議案・報告事項の議案審議を終了します。

3. 事務連絡等について、事務局より説明をお願いします。

会長 　それでは本日はこれにて終了とさせていただきます。本日は、ありがとうございました。